

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

専 決 処 分 書

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴う三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部改正につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

三浦市市税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則第4条の5第14項中「法」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和7年旧法」という。）」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項及び第17項中「法」を「令和7年旧法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第27条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

専 決 処 分 書

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴う三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部改正につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第25条の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

専 決 処 分 書

価格高騰重点支援給付金給付事業に係る予算につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和7年度三浦市一般会計補正予算（第1号）

令和7年6月6日

三浦市長 吉 田 英 男

令和 7 年度三浦市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度の三浦市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 276,624 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,027,170 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3, 218, 126	276, 624	3, 494, 750
	2 国庫補助金	652, 221	276, 624	928, 845
歳 入 合 計		21, 750, 546	276, 624	22, 027, 170

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		7, 073, 037	276, 624	7, 349, 661
	1 社会福祉費	4, 121, 508	276, 624	4, 398, 132
歳 出 合 計		21, 750, 546	276, 624	22, 027, 170

三浦市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

三浦市役所の位置に関する条例（昭和30年三浦市条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

三浦市役所の位置を次のとおり定める。

三浦市初声町下宮田5番地2

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例等の一部を改正する条例

（三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第1条 三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部（）」を「全部又は一部（）」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

（三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 三浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三浦市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第8条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第9条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第9条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残

時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第9条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条中「職員が」の次に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第11条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「次に掲げる事由」を「職員が第3項変更をしたとき」に改め、同条各号を削る。

(三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三浦市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、三浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三浦市条例第1号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 三浦市職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三浦市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「一部（）」を「全部又は一部（）」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、第2条の規定による改正後の三浦市職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市勤労市民センター条例を廃止する条例

三浦市勤労市民センター条例（昭和60年三浦市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

損害賠償の額の決定について

法律上本市の義務に属する損害賠償について、次のとおり賠償の額を決定するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項、三浦市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三浦市条例第18号）第7条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

1 賠償の理由

令和7年1月10日（金）、三浦市三崎町小網代字高山197番2の配水池（高山）敷地内において、埋設された配水管が破損したことにより漏水し、相手方が居住する住宅の敷地内に水道水が流入したことにより、その所有する自動車等の一部が損壊した。このため、相手方に生じた損害について賠償するものとする。

2 賠償の額

（1）	車両修理費	217,910円
（2）	その他物品補償費等	943,449円
合	計	1,161,359円

3 相手方

市内在住の個人

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和6年度三浦市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度三浦市病院事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定を求める。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和6年度三浦市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額
	円	円	円
第 1 款 病院事業収益	2,648,909,000	14,905,000	0
第 1 項 医 業 収 益	2,508,877,000	0	0
第 2 項 医 業 外 収 益	140,030,000	14,905,000	0
第 3 項 特 別 利 益	2,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額
	円	円	円	円	円
第 1 款 病院事業費用	2,992,793,000	0	0	0	0
第 1 項 医 業 費 用	2,871,469,000	0	0	0	0
第 2 項 医 業 外 費 用	66,629,000	0	0	0	0
第 3 項 特 別 損 失	4,695,000	0	0	0	0
第 4 項 予 備 費	50,000,000	0	0	0	0

病 院 事 業 決 算 報 告 書

合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	円	
2,663,814,000	2,285,859,033	△377,954,967	(うち、仮受消費税及び地方消費税 12,798,802円)
2,508,877,000	2,125,990,458	△382,886,542	(うち、仮受消費税及び地方消費税 10,890,206円)
154,935,000	159,868,575	4,933,575	(うち、仮受消費税及び地方消費税 1,908,596円)
2,000	0	△2,000	

小 計	地方公営企 業法第26条 第2項の 規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
円	円	円	円	円	円	
2,992,793,000	0	2,992,793,000	2,751,543,592	0	241,249,408	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 68,304,213円)
2,871,469,000	0	2,871,469,000	2,697,857,766	0	173,611,234	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 68,298,013円)
66,629,000	0	66,629,000	53,523,287	0	13,105,713	
4,695,000	0	4,695,000	162,539	0	4,532,461	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 6,200円)
50,000,000	0	50,000,000	0	0	50,000,000	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額
	円	円	円	円	円
第1款 資本的收入	321,088,000	0	321,088,000	0	0
第1項 企業債	163,900,000	0	163,900,000	0	0
第2項 負担金	150,436,000	0	150,436,000	0	0
第3項 補助金	5,750,000	0	5,750,000	0	0
固定資産					
第4項 売却代金	1,000	0	1,000	0	0
第5項 寄附金	1,000	0	1,000	0	0
第6項 貸付金返還金	1,000,000	0	1,000,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的支出	448,267,000	0	0	0	448,267,000	0	0
第1項 建設改良費	175,324,000	0	0	0	175,324,000	0	0
第2項 企業債償還金	254,543,000	0	0	0	254,543,000	0	0
第3項 貸付金	8,400,000	0	0	0	8,400,000	0	0
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0

資本的收入額217,086,000円が資本的支出額325,795,002円に不足する額108,709,002円は、過年度分損益

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
円	円	円	
321,088,000	217,086,000	△104,002,000	
163,900,000	62,200,000	△101,700,000	
150,436,000	150,436,000	0	
5,750,000	2,750,000	△3,000,000	
1,000	0	△1,000	
1,000	0	△1,000	
1,000,000	1,700,000	700,000	

		翌年度繰越額				
合 計	決 算 額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計	不 用 額	備 考
円	円	円	円	円	円	
448,267,000	325,795,002	0	0	0	122,471,998	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 5,922,981円)
175,324,000	65,152,791	0	0	0	110,171,209	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 5,922,981円)
254,543,000	254,542,211	0	0	0	789	
8,400,000	6,100,000	0	0	0	2,300,000	
10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	

勘定留保資金108,709,002円で補填した。

令和6年度三浦市病院事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1	医	業	収	益			
(1)	入	院	収	益	1,255,257,709		
(2)	外	来	収	益	527,333,427		
(3)	そ	の	他	医	業	収	益
(4)	他	会	計	負	担	金	
					<u>209,136,000</u>	2,115,100,252	
2	医	業	費	用			
(1)	給		与	費	1,646,815,518		
(2)	材		料	費	213,628,699		
(3)	経			費	537,533,392		
(4)	減	価	償	却	費	209,782,151	
(5)	資	産	減	耗	費	1,227,180	
(6)	研	究	研	修	費	<u>20,572,813</u>	<u>2,629,559,753</u>
	医	業	損	失			514,459,501
3	医	業	外	収	益		
(1)	受	取	利	息	配	当	金
(2)	他	会	計	負	担	金	
(3)	他	会	計	補	助	金	
(4)	長	期	前	受	金	戻	入
(5)	そ	の	他	医	業	外	収
					<u>30,442,557</u>	158,214,067	
4	医	業	外	費	用		
(1)	支	払	利	息	及	び	企
(2)	貸	倒	引	当	金	繰	入
(3)	雑		損		失		
					<u>78,376,959</u>	<u>109,221,417</u>	<u>48,992,650</u>
	経	常	損	失			465,466,851
5	特	別	損	失			
(1)	過	年	度	損	益	修	正
					<u>156,339</u>	<u>156,339</u>	<u>△ 156,339</u>
	当	年	度	純	損	失	465,623,190
	前	年	度	繰	越	欠	損
						金	<u>1,079,782,823</u>
	当	年	度	未	処	理	欠
						損	<u>金</u> <u>1,545,406,013</u>

令和 6 年 度 三 浦 市 病 院
(令和 6 年 4 月 1 日 から

	資 本 金	欠
		資 本 剰 余 金
		資 本 剰 余 金 合 計
前年度末残高	2,426,598,195	0
前年度処理額	0	0
処理後残高	2,426,598,195	0
当年度変動額	150,436,000	0
他会計繰入金の受入	150,436,000	0
当年度純損失	0	0
当年度末残高	2,577,034,195	0

令和 6 年 度 三 浦 市 病 院

	資 本 金	資 本 剰 余 金
当年度末残高	2,577,034,195	0
議会の議決による処理額	0	0
処理後残高	2,577,034,195	0

事業欠損金計算書
令和7年3月31日まで)

(単位：円)

損 金		資 本 合 計
利 益 剰 余 金		
未処理欠損金	利益剰余金 合 計	
△1, 079, 782, 823	△1, 079, 782, 823	1, 346, 815, 372
0	0	0
(繰越欠損金)		
△1, 079, 782, 823	△1, 079, 782, 823	1, 346, 815, 372
△465, 623, 190	△465, 623, 190	△315, 187, 190
0	0	150, 436, 000
△465, 623, 190	△465, 623, 190	△465, 623, 190
(当年度未処理欠損金)		
△1, 545, 406, 013	△1, 545, 406, 013	1, 031, 628, 182

事業欠損金処理計算書

(単位：円)

未 処 理 欠 損 金
△1,545,406,013
0
(繰越欠損金)
△1,545,406,013

令和6年度三浦市病院事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	土 地	34,032,902	
ロ	建 物	1,986,176,995	
	建物減価償却累計額	<u>△993,511,025</u>	992,665,970
ハ	建物附属設備	1,992,276,073	
	建物附属設備減価償却累計額	<u>△932,616,864</u>	1,059,659,209
ニ	構 築 物	28,678,421	
	構築物減価償却累計額	<u>△22,032,899</u>	6,645,522
ホ	器 械 備 品	1,316,409,299	
	器械備品減価償却累計額	<u>△964,276,669</u>	352,132,630
ヘ	車 両	9,732,619	
	車両減価償却累計額	<u>△9,245,988</u>	486,631
ト	リ ー ス 資 産	4,531,000	
	リース資産減価償却累計額	<u>△4,403,950</u>	127,050
	有形固定資産合計		2,445,749,914
(2)	無 形 固 定 資 産		
イ	電 話 加 入 権	<u>443,100</u>	
	無形固定資産合計		443,100
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産		
イ	長 期 貸 付 金	15,100,000	
	貸倒引当金	<u>△4,800,000</u>	10,300,000
	投資その他の資産合計		<u>10,300,000</u>
	固定資産合計		2,456,493,014
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		643,495,452
(2)	未 収 金		
イ	医 業 未 収 金	349,687,342	
	貸倒引当金	<u>△13,713,169</u>	335,974,173
ロ	医 業 外 未 収 金		120,018,612
ハ	そ の 他 未 収 金	<u>153,818,143</u>	
	未収金合計		609,810,928
(3)	貯 蔵 品		8,668,355
(4)	前 払 費 用		1,543,100
(5)	そ の 他 流 動 資 産		<u>1,593,008</u>
	流動資産合計		<u>1,265,110,843</u>
	資 産 合 計		<u><u>3,721,603,857</u></u>

		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,579,104,574</u>	1,579,104,574	
	企業債合計			
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>323,416,000</u>		
	引当金合計		<u>323,416,000</u>	
	固定負債合計			1,902,520,574
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>271,140,201</u>	271,140,201	
	企業債合計			
(2)	未払金			
	イ 医業未払金	181,147,300		
	ロ 医業外未払金	1,879,500		
	ハ その他未払金	<u>81,365,632</u>		
	未払金合計		264,392,432	
(3)	前受金		9,842,900	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	99,297,000		
	ロ 法定福利費引当金	<u>16,986,000</u>		
	引当金合計		116,283,000	
(5)	預り金		<u>13,636,414</u>	
	流動負債合計			675,294,947
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	イ 受贈財産評価額	2,636,014		
	ロ 寄附金	30,341,237		
	ハ 国庫補助金	175,070,011		
	ニ 県補助金	27,928,018		
	ホ 市補助金	<u>55,001,836</u>		
	長期前受金合計		290,977,116	
(2)	収益化累計額		<u>△178,816,962</u>	
	繰延収益合計			<u>112,160,154</u>
	負債合計			<u>2,689,975,675</u>
		資本の部		
6	資本金			
(1)	固有資本金		67,852,672	
(2)	繰入資本金		<u>2,509,181,523</u>	
	資本金合計			2,577,034,195
7	剰余金			
(1)	欠損金			
	イ 当年度未処理欠損金	<u>1,545,406,013</u>		
	欠損金合計		<u>1,545,406,013</u>	
	剰余金合計			<u>△1,545,406,013</u>
	資本合計			<u>1,031,628,182</u>
	負債資本合計			<u>3,721,603,857</u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 10～39 年

建物附属設備 6～39 年

構築物 10～40 年

器械備品 3～20 年

車両 4～6 年

イ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法による。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（378,608,131 円）については、平成 26 年度から 15 年にわたり均等額を費用処理している。

また、令和 6 年度末に必要とする金額は 377,901,674 円である。

イ 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 貸倒引当金

長期貸付金の返還免除による損失に備えるため、奨学貸付金対象者の在職期間による返還免除予定相当額を計上している。

また、医業未収金の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引

該当なし

3 貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,134,549,314円である。

4 その他の注記

引当金の取崩し

（1）退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として77,106,109円を支給するため、退職給付引当金77,106,109円を使用した。

（2）賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当として260,114,543円を支給するため、賞与引当金92,241,000円を使用した。

（3）法定福利費引当金の取崩し

当年度において、法定福利費として200,787,747円を支出するため、法定福利費引当金16,542,000円を使用した。

（4）貸倒引当金の取崩し

当年度において、奨学貸付金返還免除による損失額として7,200,000円を長期貸付金から減額するため、貸倒引当金7,200,000円を使用した。

また、当年度において、診療費等の不納欠損による損失額として15,500円を医業未収金から減額するため、貸倒引当金15,500円を使用した。

議案第54号

令和6年度三浦市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度三浦市水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定を求める。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令 和 6 年 度 三 浦 市

(1) 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額
	円	円	円
第 1 款 水道事業収益	1,442,759,000	3,871,000	0
第 1 項 営 業 収 益	1,294,124,000	0	0
第 2 項 営 業 外 収 益	148,633,000	3,871,000	0
第 3 項 特 別 利 益	2,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額
	円	円	円	円	円
第 1 款 水道事業費用	1,396,656,000	3,871,000	0	0	0
第 1 項 営 業 費 用	1,321,915,000	3,871,000	0	0	0
第 2 項 営 業 外 費 用	64,740,000	0	10,000,000	0	0
第 3 項 特 別 損 失	1,000	0	0	0	0
第 4 項 予 備 費	10,000,000	0	△10,000,000	0	0

水 道 事 業 決 算 報 告 書

合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	円	
1,446,630,000	1,429,811,885	△16,818,115	(うち、仮受消費税及び地方消費税 117,404,310円)
1,294,124,000	1,302,400,262	8,276,262	(うち、仮受消費税及び地方消費税 116,190,310円)
152,504,000	127,385,739	△25,118,261	(うち、仮受消費税及び地方消費税 1,214,000円)
2,000	25,884	23,884	

小 計	地方公営企 業法第26条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	合 計	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
円	円	円	円	円	円	
1,400,527,000	0	1,400,527,000	1,390,583,936	0	9,943,064	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 67,739,896円)
1,325,786,000	0	1,325,786,000	1,315,843,936	0	9,942,064	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 67,739,896円)
74,740,000	0	74,740,000	74,740,000	0	0	
1,000	0	1,000	0	0	1,000	
0	0	0	0	0	0	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額
	円	円	円	円	円
第1款 資本的収入	486,772,000	0	486,772,000	0	0
第1項 企業債	456,000,000	△26,700,000	429,300,000	0	0
第2項 出資金	0	26,700,000	26,700,000	0	0
第3項 負担金	30,771,000	0	30,771,000	0	0
固定資産					
第4項 売却代金	1,000	0	1,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的支出	841,336,000	0	0	0	841,336,000	0	0
第1項 建設改良費	510,162,000	0	3,793,188	0	513,955,188	0	0
第2項 企業債償還金	319,174,000	0	0	0	319,174,000	0	0
第3項 予 備 費	12,000,000	0	△3,793,188	0	8,206,812	0	0

資本的収入額270,149,001円(資本的収入決算額307,949,001円から前年度財源充当額37,800,000円を43,500,348円、当年度分損益勘定留保資金289,052,372円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額において措置するものとする。

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
円	円	円	※企業債収入増減の内訳
486,772,000	307,949,001	△178,822,999	(1)前年度決算で資本的支出額に 充当した企業債の本年度収入額 37,800,000円
429,300,000	272,500,000	△156,800,000	(2)翌年度へ繰り下げ発行する額 △12,300,000円
26,700,000	15,100,000	△11,600,000	(3)翌年度繰越額の財源 △121,800,000円
30,771,000	20,349,001	△10,421,999	(4)借り入れなかった額 △60,500,000円
1,000	0	△1,000	計 △156,800,000円

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
円	円	円	円	円	円	
841,336,000	641,107,744	125,576,000	0	125,576,000	74,652,256	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 26,111,513円)
513,955,188	321,934,079	125,576,000	0	125,576,000	66,445,109	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 26,111,513円)
319,174,000	319,173,665	0	0	0	335	
8,206,812	0	0	0	0	8,206,812	

除く。)が資本的支出額641,107,744円に不足する額370,958,743円は、過年度分損益勘定留保資金26,106,023円で補填し、なお不足する額12,300,000円は、令和6年度同意済企業債未発行分で令和7年度に

令和6年度三浦市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益

(1) 給水収益	1,141,931,137	
(2) 受託給水工事収益	7,895,244	
(3) その他の営業収益	<u>36,383,571</u>	1,186,209,952

2 営業費用

(1) 浄水費	41,430,521	
(2) 配水及び給水費	103,768,654	
(3) 受託給水工事費	7,334,690	
(4) 受水費	485,815,571	
(5) 業務費	87,191,844	
(6) 総係費	65,363,399	
(7) 減価償却費	452,170,642	
(8) 資産減耗費	<u>5,028,719</u>	<u>1,248,104,040</u>

営業損失

61,894,088

3 営業外収益

(1) 水道利用加入金	11,990,000	
(2) 受取利息	94,212	
(3) 他会計補助金	2,483,443	
(4) 長期前受金戻入	108,932,778	
(5) 雑収益	<u>2,675,851</u>	126,176,284

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	54,872,403		
(2) 雑支出	<u>686,300</u>	<u>55,558,703</u>	<u>70,617,581</u>

経常利益

8,723,493

5 特別利益

(1) その他の特別利益	<u>25,884</u>	<u>25,884</u>	<u>25,884</u>
--------------	---------------	---------------	---------------

当年度純利益

8,749,377

前年度繰越利益剰余金

1,580,580,198

当年度未処分利益剰余金

1,589,329,575

令和 6 年 度 三 浦 市 水 道
(令和 6 年 4 月 1 日 から

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	利 益
		資本剰余金合計	減債積立金
前年度末残高	7,782,988,120	0	0
前年度処分額	0	0	0
処分後残高	7,782,988,120	0	0
当年度変動額	15,100,000	0	0
一般会計出資金の受入	15,100,000	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	7,798,088,120	0	0

令和 6 年 度 三 浦 市 水 道

	資 本 金	資 本 剰 余 金
当年度末残高	7,798,088,120	0
議会の議決による処分額	0	0
処分後残高	7,798,088,120	0

事業剰余金計算書
令和7年3月31日まで)

(単位：円)

余 金		資本合計
剰	余 金	
未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
1,580,580,198	1,580,580,198	9,363,568,318
0	0	0
(繰越利益剰余金)		
1,580,580,198	1,580,580,198	9,363,568,318
8,749,377	8,749,377	23,849,377
0	0	15,100,000
8,749,377	8,749,377	8,749,377
(当年度未処分利益剰余金)		
1,589,329,575	1,589,329,575	9,387,417,695

事業剰余金処分計算書

(単位：円)

未処分利益剰余金
1,589,329,575
0
(繰越利益剰余金)
1,589,329,575

令和6年度三浦市水道事業貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部				(単位：円)
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		90,583,762		
ロ 建 物	196,543,021			
建物減価償却累計額	<u>△132,702,111</u>	63,840,910		
ハ 構 築 物	21,836,603,211			
構築物減価償却累計額	<u>△11,132,435,536</u>	10,704,167,675		
ニ 機 械 及 び 装 置	674,290,809			
機械及び装置減価償却累計額	<u>△512,854,449</u>	161,436,360		
ホ 車 両 運 搬 具	7,624,440			
車両運搬具減価償却累計額	<u>△7,243,218</u>	381,222		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	13,702,740			
工具器具及び備品減価償却累計額	<u>△13,017,600</u>	685,140		
ト 建 設 仮 勘 定		3,900,000		
有形固定資産合計			11,024,995,069	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		5,823,690		
ロ 電 話 加 入 権		<u>10,000</u>		
無形固定資産合計			5,833,690	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
イ 出 資 金		<u>3,885,000,000</u>		
投資その他の資産合計			<u>3,885,000,000</u>	
固 定 資 産 合 計				14,915,828,759
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			217,836,694	
(2) 未 収 金				
イ 営 業 未 収 金	121,447,193			
貸倒引当金	<u>△60,647</u>	121,386,546		
ロ 営 業 外 未 収 金		4,231,202		
ハ そ の 他 未 収 金		<u>35,453,785</u>		
未収金合計			161,071,533	
(3) 貯 蔵 品			13,027,926	
(4) 前 払 金			29,990,000	
(5) そ の 他 流 動 資 産				
イ 保 管 有 価 証 券		<u>4,000,000</u>		
その他流動資産合計			<u>4,000,000</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>425,926,153</u>
資 産 合 計				<u>15,341,754,912</u>
負 債 の 部				
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>3,044,020,880</u>		
企業債合計			3,044,020,880	
(2) 引 当 金				
イ 退 職 給 付 引 当 金		91,032,965		
ロ 修 繕 引 当 金		<u>7,437,055</u>		
引当金合計			<u>98,470,020</u>	
固 定 負 債 合 計				3,142,490,900

4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	275,638,783		
	企 業 債 合 計		275,638,783	
(2)	未 払 金			
	イ 営 業 未 払 金	92,137,553		
	ロ その他未払金	79,307,799		
	未 払 金 合 計		171,445,352	
(3)	未 払 費 用		962,885	
(4)	前 受 金			
	イ 営 業 前 受 金	6,919,672		
	ロ 営 業 外 前 受 金	40,615,300		
	前 受 金 合 計		47,534,972	
(5)	引 当 金			
	イ 賞 与 引 当 金	7,769,032		
	ロ 法定福利費引当金	1,552,701		
	引 当 金 合 計		9,321,733	
(6)	預 り 金		46,972,902	
(7)	預り保証有価証券		4,000,000	
	流 動 負 債 合 計			555,876,627
5	繰 延 収 益			
(1)	長 期 前 受 金			
	イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,572,721,421		
	ロ 工 事 負 担 金	1,105,131,177		
	ハ 国 庫 補 助 金	354,488,147		
	ニ 県 補 助 金	162,955,254		
	ホ 市 補 助 金	144,949,000		
	ヘ その他長期前受金	1,782,733,687		
	長 期 前 受 金 合 計		5,122,978,686	
(2)	収 益 化 累 計 額		△2,867,008,996	
	繰 延 収 益 合 計			2,255,969,690
	負 債 合 計			5,954,337,217
資 本 の 部				
6	資 本 金			
(1)	固 有 資 本 金		76,546,985	
(2)	再評価組入資本金		11,941,572	
(3)	繰 入 資 本 金		4,923,200,000	
(4)	組 入 資 本 金		2,786,399,563	
	資 本 金 合 計			7,798,088,120
7	剰 余 金			
(1)	利 益 剰 余 金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	1,589,329,575		
	利 益 剰 余 金 合 計		1,589,329,575	
	剰 余 金 合 計			1,589,329,575
	資 本 金 合 計			9,387,417,695
	負 債 資 本 合 計			15,341,754,912

注記

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具及び備品 2～15年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

施設利用権 25年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（113,336,835円）については、平成26年度から15年にわたり均等額を費用処理している。

また、令和6年度末に必要とする金額は96,587,217円である。

イ 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引

該当なし

3 貸借対照表等関連

該当なし

4 リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5 その他の注記

(1) 新会計基準移行に係る経過措置

修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

(2) 引当金の取崩し

ア 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当として27,144,431円を支給するため、賞与引当金7,727,585円を使用した。

イ 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、法定福利費として21,080,381円を支出するため、法定福利費引当金1,450,086円を使用した。

ウ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金の不納欠損67,922円及び開閉栓手数料の不納欠損 9,000円による損失額を営業未収金から減額するため、貸倒引当金76,922円を使用した。

議案第55号

令和6年度三浦市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度三浦市公共下水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定を求める。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和6年度三浦市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 財 源 充 当 額
	円	円	円
第1款 公共下水道事業収益	788,961,000	△50,505,000	0
第1項 営業収益	69,996,000	△4,318,000	0
第2項 営業外収益	718,964,000	△46,187,000	0
第3項 特別利益	1,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企 業法第24条 第3項の 規定による 支 出 額
	円	円	円	円	円
第1款 公共下水道事業費用	801,241,000	△50,505,000	0	0	0
第1項 営業費用	733,844,000	△50,505,000	9,122,112	0	0
第2項 営業外費用	57,396,000	0	0	0	0
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0
第4項 予 備 費	10,000,000	0	△9,122,112	0	0

公 共 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	円	
738,456,000	729,716,308	△8,739,692	(うち、仮受消費税及び地方消費税 6,609,157円)
65,678,000	67,813,405	2,135,405	(うち、仮受消費税及び地方消費税 4,976,709円)
672,777,000	661,902,903	△10,874,097	(うち、仮受消費税及び地方消費税 1,632,448円)
1,000	0	△1,000	

小 計	地方公営企 業法第26条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	合 計	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第 2 項の規定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
円	円	円	円	円	円	
750,736,000	0	750,736,000	726,283,130	0	24,452,870	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 12,303,818円)
692,461,112	0	692,461,112	678,623,275	0	13,837,837	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 12,303,818円)
57,396,000	0	57,396,000	47,659,855	0	9,736,145	
1,000	0	1,000	0	0	1,000	
877,888	0	877,888	0	0	877,888	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額
	円	円	円	円	円
第1款 資本的収入	1,011,630,000	165,000,000	1,176,630,000	261,910,000	0
第1項 企業債	302,100,000	77,000,000	379,100,000	128,080,000	0
負担金及び					
第2項 分担金	504,138,000	0	504,138,000	0	0
第3項 補助金	205,391,000	88,000,000	293,391,000	133,830,000	0
固定資産					
第4項 売却代金	1,000	0	1,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	円	円	円	円	円	円	円
第1款 資本的支出	1,028,542,000	165,000,000	0	0	1,193,542,000	261,952,000	0
第1項 建設改良費	476,691,000	165,000,000	0	0	641,691,000	261,952,000	0
第2項 企業債償還金	550,851,000	0	0	0	550,851,000	0	0
第3項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額1,099,588,070円が資本的支出額1,110,708,661円に不足する額11,120,591円は、過年度分損益

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
円 1,438,540,000	円 1,099,588,070	円 △338,951,930	
507,180,000	319,400,000	△187,780,000	※企業債収入増減の内訳 (1) 翌年度繰越額の財源 △184,600,000円 (2) 借り入れなかった額 △3,180,000円 計 △187,780,000円
504,138,000	504,022,070	△115,930	
427,221,000	276,166,000	△151,055,000	
1,000	0	△1,000	

		翌年度繰越額				
合 計	決 算 額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額	合 計	不 用 額	備 考
円 1,455,494,000	円 1,110,708,661	円 335,115,000	円 0	円 335,115,000	円 9,670,339	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 48,922,876円)
903,643,000	559,857,726	335,115,000	0	335,115,000	8,670,274	(うち、仮払消費税及び地 方消費税 48,922,876円)
550,851,000	550,850,935	0	0	0	65	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

勘定留保資金11,120,591円で補填した。

令和6年度三浦市公共下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	49,740,696	
(2) 他会計負担金	12,344,500	
(3) 繰延運営権対価収益	500,000	
(4) その他営業収益	<u>251,500</u>	62,836,696

2 営業費用

(1) 管きよ費	235,700	
(2) 総係費	174,115,906	
(3) 減価償却費	485,575,112	
(4) 資産減耗費	<u>6,392,739</u>	<u>666,319,457</u>

営業損失

603,482,761

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	195,123	
(2) 他会計負担金	43,375,855	
(3) 他会計補助金	86,121,000	
(4) 補助金	41,162,000	
(5) 長期前受金戻入	473,014,114	
(6) 雑収益	<u>16,412,799</u>	660,280,891

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	43,315,855		
(2) 雑支出	<u>8,967,941</u>	<u>52,283,796</u>	<u>607,997,095</u>

経常利益

4,514,334

当年度純利益

4,514,334

前年度繰越利益剰余金

12,942,377

当年度未処分利益剰余金

17,456,711

令 和 6 年 度 三 浦 市 公 共
(令 和 6 年 4 月 1 日 から

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	利 益
		資本剰余金合計	建設改良積立金
前年度末残高	127,103,029	928,793,053	59,884,174
前年度処分額	0	0	21,904,157
議会の議決による処分額	0	0	21,904,157
建設改良積立金への積立	0	0	21,904,157
処分後残高	127,103,029	928,793,053	81,788,331
当年度変動額	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	127,103,029	928,793,053	81,788,331

令 和 6 年 度 三 浦 市 公 共

	資 本 金	資 本 剰 余 金
当年度末残高	127,103,029	928,793,053
議会の議決による処分額	0	0
処分後残高	127,103,029	928,793,053

下 水 道 事 業 剰 余 金 計 算 書
 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で)

(単位：円)

余 金		資本合計
剰	金	
未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
34,846,534	94,730,708	1,150,626,790
△21,904,157	0	0
△21,904,157	0	0
△21,904,157	0	0
(繰越利益剰余金)		
12,942,377	94,730,708	1,150,626,790
4,514,334	4,514,334	4,514,334
4,514,334	4,514,334	4,514,334
(当年度未処分利益剰余金)		
17,456,711	99,245,042	1,155,141,124

下 水 道 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

未処分利益剰余金
17,456,711
0
(繰越利益剰余金)
17,456,711

令和6年度三浦市公共下水道事業貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,825,551,238
ロ 建 物	936,400,235
ハ 建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△157,598,934</u>
ニ 構 築 物	11,309,026,483
ホ 構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,972,698,296</u>
ヘ 機 械 及 び 装 置	1,539,742,014
機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>△430,417,967</u>
有 形 固 定 資 産 合 計	<u>63,767,000</u>

13,113,771,773

13,113,771,773

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

690,662,546

(2) 未 収 金

イ 営 業 未 収 金	10,054,675
ロ 貸 倒 引 当 金	<u>△49,268</u>
ハ 営 業 外 未 収 金	10,005,407
ヘ そ の 他 未 収 金	9,714,300
未 収 金 合 計	<u>8,551,499</u>

28,271,206

718,933,752

13,832,705,525

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	<u>2,351,033,704</u>
企 業 債 合 計	2,351,033,704

(2) 引 当 金

イ 退 職 給 付 引 当 金	<u>12,928,470</u>
引 当 金 合 計	<u>12,928,470</u>

2,363,962,174

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	<u>463,227,258</u>
企 業 債 合 計	463,227,258

(2) 未 払 金

イ 営 業 未 払 金	104,723,428
ロ そ の 他 未 払 金	<u>511,861,180</u>
未 払 金 合 計	616,584,608

(3) 未 払 費 用

343,001

(4) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金	2,962,123
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>577,832</u>
引 当 金 合 計	3,539,955

(5) 預 り 金

196,885

1,083,891,707

5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	1,786,051,936		
ロ 負担金及び分担金	4,309,309,780		
ハ 補助金	<u>5,628,005,229</u>		
長期前受金合計		11,723,366,945	
(2) 長期前受金			
収益化累計額		△2,502,656,425	
(3) 繰延運営権対価		10,000,000	
(4) 繰延運営権対価			
収益化累計額		<u>△1,000,000</u>	
繰延収益合計			<u>9,229,710,520</u>
負債合計			<u>12,677,564,401</u>
資本の部			
6 資本金			
(1) 固有資本金		<u>127,103,029</u>	
資本金合計			127,103,029
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	10		
ロ 負担金及び分担金	191,845,138		
ハ 補助金	<u>736,947,905</u>		
資本剰余金合計		928,793,053	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	81,788,331		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>17,456,711</u>		
利益剰余金合計		<u>99,245,042</u>	
剰余金合計			<u>1,028,038,095</u>
資本合計			<u>1,155,141,124</u>
負債資本合計			<u>13,832,705,525</u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～30年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、地方公営企業法適用時差異（80,988,165円）については、令和2年度から15年にわたり均等額を費用処理している。

また、令和6年度末に必要とする金額は51,494,604円である。

イ 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引

該当なし

3 貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、2,786,118,000円である。

4 その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当として13,882,294円を支給するため、賞与引当金3,638,021円を使用した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、法定福利費として10,934,550円を支出するため、法定福利費引当金650,991円を使用した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料の不納欠損99,878円による損失額を営業未収金から減額するため、貸倒引当金99,878円を使用した。

令和7年度三浦市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度の三浦市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,068,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,494,750	16,374	3,511,124
	2 国庫補助金	928,845	16,374	945,219
15 県支出金		1,256,294	438	1,256,732
	2 県補助金	324,270	438	324,708
18 繰入金		970,003	8,421	978,424
	1 基金繰入金	970,003	8,421	978,424
20 諸収入		237,417	1,400	238,817
	5 雑入	147,958	1,400	149,358
21 市債		2,566,900	14,600	2,581,500
	1 市債	2,566,900	14,600	2,581,500
歳入合計		22,027,170	41,233	22,068,403

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,567,550	9,002	5,576,552
	1 総務管理費	5,029,927	9,002	5,038,929
3 民生費		7,349,661	1,703	7,351,364
	1 社会福祉費	4,398,132	75	4,398,207
	3 生活保護費	1,404,604	1,628	1,406,232
4 衛生費		2,401,430	17,158	2,418,588
	1 保健衛生費	707,955	2,958	710,913
	4 水道費	35,563	14,200	49,763
5 農林水産業費		421,592	5,000	426,592
	2 水産業費	235,746	5,000	240,746
7 土木費		1,517,267	5,942	1,523,209
	4 都市計画費	928,280	5,942	934,222
9 教育費		1,184,944	2,428	1,187,372
	1 教育総務費	227,150	877	228,027
	5 社会教育費	154,910	1,551	156,461
歳出合計		22,027,170	41,233	22,068,403

第 2 表 地 方 債 補 正
(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
一般会計出資事業費	29,800	44,000
防災行政無線事業費	6,000	6,400

令和7年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,080,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,386,428	145	1,386,573
	2 国庫補助金	360,323	145	360,468
4 支払基金交付金		1,583,432	162	1,583,594
	1 支払基金交付金	1,583,432	162	1,583,594
5 県支出金		862,698	75	862,773
	2 県補助金	34,300	75	34,375
7 繰入金		1,045,718	221	1,045,939
	1 他会計繰入金	931,328	75	931,403
	2 基金繰入金	114,390	146	114,536
歳入合計		6,079,955	603	6,080,558

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		234,564	603	235,167
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	159,210	603	159,813
歳出合計		6,079,955	603	6,080,558

令和7年度三浦市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度三浦市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度三浦市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入		
第1款	資本的収入	636,484千円	0千円	636,484千円
第1項	企業債	551,800千円	△14,200千円	537,600千円
第2項	出資金	29,800千円	14,200千円	44,000千円
第3項	負担金	17,722千円	0千円	17,722千円
第4項	補助金	37,161千円	0千円	37,161千円
第5項	固定資産 売却代金	1千円	0千円	1千円

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

財産の取得について

三浦市立小中学校学習者用コンピュータを次のとおり取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三浦市条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得価格

108,438,000円

2 取得先

横浜市戸塚区品濃町881番地16

かながわ教育環境整備共同事業体

代表事業者

横浜市中区伊勢佐木町一丁目4番地1

株式会社有隣堂

3 納入期限

令和8年3月31日

令和7年7月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一